

第6回高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議

日 時：令和7年11月17日（月）10:00～12:00

場 所：高知城ホール2階やまもも

出席者：別添のとおり

資 料：別添のとおり

概要

○これまでの意見について事務局より資料1を用いて説明

委員

家族会の当面の目標は手帳2級まで全診療科の入院通院を含む医療費無料化の実現にある。

これは、(先行して実施している)身体・知的とほぼ同等の制度にするという意味である。現時点で他県において身体・知的と同等の制度となっているのは4自治体のみであり、入院・通院の両方を制度の対象としているのは24自治体であるが、四国では助成制度が全く出来ていない。私達の目標は決して無理な要求ではない。県や各市町村がしっかりと精神障害者の実態を調査いただけたらと思う。

示された改正案は、実質的に1級のみが対象となっており、手帳の重複所持者や激変緩和措置に該当する方は私たちの周りではない。精神症状には個人差が大きく波も非常に大きいため、就労は非常に困難であり、医療の受診控えも実際に起こっている。特に2級の方に多く、2級を対象から外すことは死活問題である。我々としては、精神に特化した医療費助成制度を実施していただきたいと考えている。

また、制度開始から3年後に見直しの検討会を実施するとのことであるが、制度の対象とならない2級や3級の実態についても調査していただきたい。加えて、この議論は第6回で終わりではなく、継続していく必要であると考えているため、何かしらの形で会議の場を設けて欲しい。

事務局

3年後の見直しの協議では、2級・3級の実態も踏まえたうえで議論ができるようにしていきたいと考えている。

新たな検討の場については、制度全体のあり方をどう見直していくのかという主旨と受け止めている。これまでも家族の会とは医療費に限らず様々な要望をいただいている。県としても様々な家族会や当事者の方の希望があれば意見交換はさせていただきたいと考えている。

精神に特化した制度については、第3回・4回の会議で議論しており、精神に特化した制度を作るにしても他障害との均衡について考慮が必要であること、事務負担の増加といったことから、現行制度に加える形で議論を進めていくことについてご意見をいただいている。3年後の見直し時には特化した制度にするのかといったことも議論となる可能性がある。

委員

参考資料9の医療費の試算は精神医療のみを示しているのか。

事務局

一般科も含めている。

委員

統合失調症の治療薬は副作用により何かしらの内科疾患が起りやすいということがあるが、助成がないため内科を受診しない方がおり、最終的には医療費が増加すると行ったことも考えられる

そのため、他障害との均衡も必要であるが、2級に通院だけでも適用するなどして対象としていただきたい。

委員

実績の1年ごとの検討でどういった内容を検討するのが重要である。

事業を実施していく中で独自に対象を拡大する市町村も出てくる可能性があるので、3年後にどのようなデータを検証するのかは、継続していただきたい。

事務局

実績の検証は令和10年度からを予定しているが、どういったデータを検証するか等については来年度までに市町村と協議していく予定である。

委員

1人あたりの医療費の検証について、2級や3級も検証の対象となるのか。

事務局

現時点では医療費は手帳と紐付いていないこともあり把握できていない。どのようにすれば数字を把握できるのかを研究していく。

委員

2級3級について、まずは通院のみなど段階的にでも追加いただきたい。

堀委員

今回の案は精神手帳所持者で生活が困っている方に手が届く内容ではないので残念に思う。理想としては各障害の課題や特性に沿った制度となるよう、今後も検討いただきたい。

会長

精神手帳情報と医療費情報の紐付けは難しいのか。

事務局

手帳情報は県で管理しており、医療費の情報は自己負担分の請求があれば市町村で分かるが、医療費全体の額は国保連合会や支払基金が把握している。個人情報の問題もありそれぞれが持っている情報の紐付けが難しい状態である。

会長

これまでの会議を踏まえた意見を4点ほど伝えたい。

1点目は今後の検討体制についてである。事務局案で準備を進めるにしても1級以外の方への対応をより詳しく進める必要がある。個人的には自立支援医療について精神のみ入院が対象外となっていることは不均衡であると思う。会議の中で自己負担等の検討についても意見があったが、この検討には他の障害の有識者の参画が必要である。そういったことを踏まえ、実態把握をより行うために検討体制の強化を検討いただきたい。

2点目は制度の周知についてである。必要な人への医療費助成の前提となる手帳の取得を促すことが重要である。会議の資料で示されていた減免制度等について分かりやすく周知いただきたい。

3点目は診断書の記載についてである。会議の中で精神保健福祉センター長からも話があったが、診断書は過去2年間どうだったのか、今後2年間はどう見込まれるのか、その方が単身で暮らすことを想定してどうかといったことを踏まえて記載いただく必要がある。そういった診断書の記載について改めて周知いただきたい。

4点目は当事者や家族の方との関係づくりである。特に家族の方とは今後の制度設計だけでなく、現行の手帳制度や自立支援医療制度の普及、県の取り組みの周知、家族による家族への助言などを依頼するといったことも必要と思うので検討いただきたい。

事務局

この会議を通していただいた意見をもとに令和9年4月から全市町村が一斉に実施できるよう市町村及び医療機関と準備を進めていく。また、制度開始から3年後の見直しに向けて、医療費額の推移、自立支援医療の優先適用、1級だけでなく2級3級の方の医療費のデータの把握と分析などの手法を具体的に整理しておく必要があり、令和9年からの準備とあわせて、手法についても検討していく。県だけではデータの収集や分析が難しい部分は市町村や医療機関、当事者、家族の方の協力が欠かせないため、引き続き協力をお願い申し上げる。

終了